

令和 7 年度
志免町教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和 6 年度分)

令和 7 年

志免町教育委員会

目 次

第1章 点検及び評価の概要	1
第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第2 点検及び評価の実施方針について	1
1 点検及び評価の目的	
2 点検及び評価の対象	
3 点検及び評価の実施方法	
第2章 点検及び評価の結果	1
第1 志免町教育委員会の活動状況について	1
1 教育委員会の概要	
2 教育委員会の主な活動実績	
3 活動の評価	
第2 志免町教育委員会の重点目標及び令和6年度主要施策の推進状況について	2
学校教育主要施策	
施策1 ～施策3 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進	3
施策4 ～施策7 豊かな心を育てる教育の推進	9
施策8 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	15
施策10～施策12 社会にはばたく力を育成する教育の推進	16
施策13～施策16 安全で快適な教育環境の整備推進	21
社会教育主要施策	
施策9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	27
施策17 地域活動の支援	28
施策18～施策19 スポーツ・文化活動の推進	29
施策20 ふるさと意識の向上	31
施策21 人権教育・人権啓発の推進	32
第3章 学識関係者意見	34

第1章 点検及び評価の概要

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成26年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されています。

この規定により、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされています。

第2 点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

(1) 志免町教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

(2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検及び評価の対象

「第2期志免町教育振興基本計画」に掲げられた施策の指標について点検評価を行います。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施します。

(2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行います。なお、意見書については、学校教育に造詣の深い学識経験者をお願いします。

(3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を志免町議会に提出します。また、報告書は志免町のホームページ等を活用して公表するものとします。

第2章 点検及び評価の結果

第1 志免町教育委員会の活動状況について

1 教育委員会の概要

平成28年4月1日から新「教育長」に移行しており、志免町教育委員会は、志免町長が志免町議会の同意を得て任命した教育長と4名の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しています。

教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。また、教育委員のうちから教育長職務代理者が置かれます。

【委員名簿】

令和7年3月31日現在

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	金 子 眞 恵	
教育長職務代理者	執 行 喜 砂 雄	元小学校長
委 員	牟 田 口 朱 美	元 PTA 役員
委 員	藤 原 愁 子	元 PTA 役員
委 員	立 花 栄 樹	保 護 者

2 教育委員会の主な活動実績

(1) 教育委員会会議の実績

教育委員会の会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催しています。

令和6年度は、定例会9回・臨時会5回開催し、議案33件、報告事項68件、協議事項6件について審議等を行いました。

(2) 学校訪問等

町内各学校の学校訪問を延べ6回行い、校内の視察や学校関係者との懇談等を行いました。また、運動会や体育会などの視察、入学式や卒業式などの式典でのあいさつを行っています。

3 活動の評価

(1) 教育委員会会議について

教育委員会会議の開催については、定例会の他に臨時会を積極的に開催し、適時、活発な議論を行いました。会議の議題については、事務局から事前に提案された原案について町民の視点に立った協議を行うことに留意しました。

総合教育会議では、不登校支援等について協議し、町長と意思疎通と連携を図りました。

今後、教育委員会としてより一層責任ある意思決定が行えるよう、教育施策などの特に重要な案件については、施策の改善点や町民の要望等を明確に示し、よりよい改善が図られるようにします。

(2) 学校訪問等

学校訪問のほか、学校や地域行事等への積極的な出席に努め、各学校や地域の実態を把握し、関係者との懇談や情報交換を行い、志免町の実情に応じた施策が展開できるよう情報収集に努めました。

今後も、町民の意向を反映した教育行政を展開するために、学校現場や地域社会の実態を把握し、関係者との意見交換にこれまで以上に努めることとし、学校訪問時には、各学校へ適切に指導助言ができるようにしていきます。

第2 志免町教育委員会の重点目標及び令和6年度主要施策の推進状況について

志免町教育委員会は、志免町のエドゥカシヨンの基本となる「志免町の教育の基本目標」を掲げています。この基本目標を受け、志免町のエドゥカシヨンの目標を「夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり」と掲げ、目標達成のための9つの基本施策の柱のもと、毎年度「学校教育主要施策」と「社会教育主要施策」をまとめ、志免町立小中学校に周知しています。

志免町のエドゥカシヨンの基本目標

- 1 “ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち(人づくりと地域づくり)
- 2 子どもの笑顔があふれるまち【子ども】

志免町のエドゥカシヨンの目標

夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり

学校教育主要施策

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(1) 確かな学力向上

<施策1>「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の推進

施策の方向性

- ◆ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、基礎学力の向上に取り組み、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◆ 志免町学力向上プランの3つの柱（「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」）に基づき、各学校の指導体制や指導方法の改善を進め、確かな学力を育成する基盤づくりに取り組みます。

主な取組

- 志免町学力向上プランの策定と取組の推進
 - ・全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査から明らかになった課題をもとに「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の視点で毎年度、志免町学力向上プランを策定します。
- 研究指定事業の委嘱（「授業づくり」）
 - ・志免東中学校に福岡県学力向上推進拠点校指定事業（R2～R4）、志免中学校に福岡県英語教育重点市町村指定事業（R2～R4）を委嘱し、授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図るとともに、町全体で研究成果を共有し、各校の校内研究や授業研修の活性化と深化を図ります。
- 町教育委員会主催の学校訪問の実施（「授業づくり」）
 - ・年1回（11月）、町教育振興基本計画に基づき、各学校の教育活動について指導・助言を行い、特色ある教育課程の編成と推進を図ります。
- 町学力向上検証委員会の実施（「授業づくり」）
 - ・年2回（9月・2月）に町学力向上検証委員会を実施し、学力向上の取組の実践発表・交流を通して、各校の学力向上プランや学力向上検証改善ロードマップの活用を充実を図ります。
- 各校の主題研究に基づく研修支援（「授業づくり」）
 - ・指導主事の日常的な学校訪問や各校の主題研究の支援を通して教師の授業力の向上を図るとともに、各校の校内研修体制の充実を図ります。
- 町で統一した学力調査の実施（「授業づくり」）
 - ・小中学校において学力向上の取組の検証のために学力調査を実施し、調査結果をもとに日々の授業における課題を分析し授業改善を図るとともに、個に応じた指導や補充学習等による支援の充実を図ります。
- 少人数学習対応支援員（学級補助員）の配置（「授業づくり」）
 - ・小学校に少人数学習対応支援員（学級補助員）を配置し、算数を中心として習熟の程度に応じた少人数学習の充実を図ります。
- 小中連携の推進（「集団づくり」）
 - ・小学6年生の中学校体験授業や、小学6年生と中学1年生の絆づくりの交流を通して、小中の接続を円滑にしながら、義務教育9年間をひとまとまりと考えた教育活動を展開します。
- 楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの活用（「集団づくり」）
 - ・学級集団の状況を複数の教職員で客観的に分析し、児童生徒への理解を深め、指導の手立てを明らかにしていくことで安心して学べる学級集団づくりに努めます。
- 地域の教育資源を活用した教育活動の推進（「授業づくり」）
 - ・小学校中学年社会科学習において、社会科副読本を活用し、志免町に根ざした学習の充実を図ります。

○ 家庭学習の習慣化（「習慣づくり」）

- ・学力向上のために家庭で取り組むことを示した「家庭学習の仕方」を保護者に配付し、家庭と連携しながら家庭学習の充実を目指します。

○ 学習規律の定着の推進（「習慣づくり」）

- ・落ち着いた雰囲気の中で児童生徒が学習に集中することができるように、学びの基盤となる学習規律を同一中学校区の小学校や小中学校間で共通理解、共通実践を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
標準化得点※ ¹ (授業づくり)	全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの 平均値 対象：小 6、中 3	小：国語 104.2 算数 101.0 中：国語 105.7 数学 106.6	小：国語 110 算数 110 中：国語 105 数学 105	小：国語 107.4 算数 104.0 中：国語 100 数学 95.2
Q-U※ ² (集団づくり)	Q-Uにおいて、学校生活意欲※ ⁴ が小学校 28 (小 3 は 29) ポイント以上、中学校 73 ポイ ント以上の児童生徒の割合 対象：小 3 以上	「やる気」 中・高 80%以上 小：91.7% 中：90.7%	小：80% 中：80%	「やる気」 中・高 80%以上 小：92.9% 中：94.1%
計画的学習 習慣 (習慣づくり)	全国学力・学習状況調査にお いて「家で、自分で計画的に 勉強する」と回答した児童生 徒の割合 対象：小 6、中 3	小：66.7% 中：46.7%	全国平均値以上 ※令和 6 年度調 査から本項目が 削除された	小：－ 中：－
検証改善ロー ドマップ※ ³ 活用度	学力向上プランを基にした検 証改善ロードマップの活用率	100%	100%	100%

【今後の取組の方向性】

授業づくりにおいて、小学校は令和 5 年度の結果を上回り、中学校は下回りました。小学校では、特に算数科において少しずつ学力が伸びてきています。それは、日々の授業改善に加えて全職員による少人数指導体制をつくる工夫などを各校で構築してきた成果の現れです。少人数指導支援員の配置により、きめ細やかな指導の実現も図ることができています。中学校においてもふくおか学力アップ推進事業で培った組織的な研修体制の仕組みを定着させ、丁寧な授業づくりを継続しています。教科を超えた授業参観や一人一回公開授業をし、全員で学力向上を引き続き目指します。

集団づくりにおいて、小中学校共に、「やる気」が目標値である 80%を超えました。現在、見えない学力として注目されている「非認知能力」の 1 つ「学びに向かう力」が身に付いているといえます。令和 6 年度は、WEB-QU の作成者である早稲田大学の河村茂雄教授を講師として招聘した志免町教職員全員研修会を行いました。全教職員で集団づくりについて学ぶことができたので、令和 7 年度に生かします。

習慣づくりにおいては、指標としていた全国学力・学習状況調査の質問項目「家で、自分で計画的に勉強する」が削除されたため、結果を示すことができませんでした。例年、この項目の数値は全国よりも下回る傾向があることや家庭学習習慣と学力向上には相関があることから、各学校で課題を共有し、家庭学習の取組を行いました。小中連携の家庭学習週間の取組や両中学校の自主計画ノート作成が日常の家庭学習の習慣に役立っています。今後も学力向上に結びつくよう取組を継続させます。

最後に、令和 6 年度は各校の学力向上コーディネーターや教務主任を対象として研修を年に 3 回行いました。各校で作成した学力向上検証ロードマップや学力向上プランを基に、具体的な年間取組を情報交換することで、よい取組を他校に広め合うことができました。今後も、町内の小中学校が一体となり、学力向上を推進していきます。

注解

- ※1：標準化得点とは、(本町の正答数) / (全国の正答数) ×100 で算出される。
- ※2：Q－Uとは、QUESTIONNAIRE－UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足感などを測定できる。
- ※3：検証改善ロードマップとは、学力向上に向けた検証改善サイクルを効果的に活用できるようにした年間計画
- ※4：令和5年度からQ－UをWEB－QUに変更した。Q－Uの指標であった「学校生活意欲」項目がWEB－QUでは「やる気」項目に変更になったため、令和5年度以降の指標は「やる気の中・高の割合が80%以上」としている。

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(2) 運動・スポーツ機会の充実

<施策2>小中学生の体力向上

施策の方向性

- ◆ 児童生徒が運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに取り組みます。
- ◆ オリンピック、パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を向上させます。

主な取組

○ 体力向上に関する事業の推進

- ・各学校で計画的かつ継続的に「1校1取組」運動に取り組むとともに、体育・保健体育の授業の充実・改善を図ります。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、体育学習や運動部活動の充実に活かしながら、児童生徒の体力向上を図ります。

○ 学校と家庭、地域が連携した運動・スポーツの推進

- ・各学校での体力テストや体育授業の充実のために、スポーツ推進委員を積極的に活用します。
- ・部活動の専門的な技術指導を行う体制の整備を図るために、保護者や地域住民の協力を得ながら中学校に部活動指導員の配置に努めます。
- ・保護者や地域住民の協力を得ながら、地域（区）における児童生徒を対象としたスポーツ活動を積極的に推進します。

○ オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組の推進

- ・スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールへの尊重やフェアプレーの精神、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする機運や体を動かすことへの自発的な関心の向上につなげます。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
T 得点 (小・中学生 の体力)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査※ ¹ における体力のT得点※ ² 対象：小5男女、中2男女	小男：50.2 小女：48.9 中男：52.0 中女：50.6	50	小男：49.0 小女：46.2 中男：53.1 中女：52.2
小・中学生の 運動習慣の定 着度	福岡県児童生徒体力・運動能力調査 における学校の体育の授業以外で、 週3日以上運動やスポーツをする児 童生徒の割合 対象：全学年	50.8%	65%	49.7%

【今後の取組の方向性】

令和6年度の体力T得点は、中学校は目標値や令和5年度の結果を上回り、小学校は下回りました。運動習慣の定着度については目標値には及ばず、令和5年度を若干下回りました。運動習慣については、小学校と中学校を別にみると、週3日以上運動する児童は45.9%、生徒は57.0%でした。中学校の体力が全国を上回っているのは運動習慣が身に付いている生徒が半数を超えていることが要因といえます。指標とは別の質問項目の「運動するのが好き」や「体育学習が楽しい」では、小学校が中学校より肯定的な回答の割合が高いことから、「好き」や「楽しい」だけでは体力には結びつかないこと、運動習慣の差が体力に大きな影響を及ぼすこともわかりました。そのため、運動習慣については、

体育の授業のみならず、1校1取組を主軸とした計画的な体力向上に係る取組を継続して進めていきます。

注解

- ※1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施項目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げの9種目
- ※2 T得点とは、全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する値であり、平均値50点、標準偏差10点の標準得点。「 $T\text{得点} = 50 + 10 \times (\text{調査結果} - \text{平均値}) / \text{標準偏差}$ 」

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(3) 健やかな体の育成

<施策3>健康教育の充実

施策の方向性

- ◆ 児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。
- ◆ 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び児童生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、医療機関等との連携を推進します。
- ◆ 家庭・関係機関等との連携により、新型コロナウイルス感染症対策を推進します。

主な取組

- 食に関する指導の充実
 - ・給食主任や栄養教諭、学校栄養職員を中心に、食に関する指導の充実を図ります。
 - ・児童生徒が給食を通して食生活に関する基本的習慣やマナー、栄養に関する知識を身に付け、健康的な食生活を送ることができるように指導の充実を図ります。
- 学校と家庭、地域が連携した運動の推進
 - ・福岡県PTA連合会の“新”家庭教育宣言や学校通信を通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進に努めます。
 - ・手作りMY弁当の日を通して、食べ物や生産者等への感謝の心を養います。
- 新型コロナウイルス感染症対策の推進
 - ・学校における児童生徒の健康観察を確実にを行い、手洗い・マスク着用を徹底します。
 - ・家庭と連携して児童生徒の健康状態について把握し、児童生徒の感染からの抵抗力を高めるために十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事の摂取を啓発します。
 - ・学校における密閉・密集・密接の回避、教室の消毒など感染症対策を講じます。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
朝食摂取の割合	全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答している児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：90.6% 中：92.8%	全国平均値以上 (R6) 小：93.7% 中：89.5%	小：91.3% 中：90.2%

【今後の取組の方向性】

朝食摂取の割合は、目標値を小学校は若干下回り、中学校は同等でした。令和5年度と比べると若干の差はありますが、同等でした。朝食を食べる割合が高いことは、家庭における健康や食に対する意識が高いことが窺えます。これまでのように給食を通じた食に関する指導や弁当の日を生かした家庭との連携などを継続していきます。

小学校においては、志免南小学校で令和7・8・9年度 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業として「児童生徒の健やかな体の育成に関わる組織的な取組の充実」を研究する予定です。その研究の課題や成果を志免町立小中学校全体で共有していきます。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(1) 道徳性を養う心の教育の充実

<施策4>道徳教育の充実

施策の方向性

- ◆ 道徳科の充実に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような授業の実現に努めます。
- ◆ いのちを大切にする心、他人を思いやる心や公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◆ 我が国とふるさと志免を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳科や各教科などの指導を推進します。

主な取組

- 体験活動と関連させた道徳科の指導
 - ・道徳科と各教科・外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育、とりわけ体験活動との効果的な関連を位置づけたカリキュラム・マネジメントを通して、実感に基づく道徳教育を推進する中で道徳性を高めます。
- 道徳授業の保護者への公開
 - ・保護者や地域住民を対象に道徳科の授業を公開し、他人を思いやる心、郷土を愛する心など心の教育に対する理解を図ります。
- 道徳授業に関する校内研修の実施
 - ・道徳に関する校内研修を実施し、自分への信頼感や自信などの自尊感情を高め、生命尊重の精神や規範意識を育む道徳科の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
郷土を 愛する意識	全国学力・学習状況調査において 「地域や社会をよりよくするため に何をすべきか考えることがある」 ※1 と回答している児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：76.1% 中：57.2%	全国平均値以上 (R6) 小：83.5 % 中：76.1 %	小：87.8% 中：71.6%
自尊感情を 有する割合	全国学力・学習状況調査において 「自分にはよいところがある」と回 答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：85.7% 中：80.7%	全国平均値以上 (R6) 小：84.1% 中：83.3%	小：91.2% 中：83.4%

【今後の取組の方向性】

郷土を愛する意識は、目標値を小学校は上回り、中学校は下回りました。令和5年度と比べると小中学校共に大きく上回りました。郷土愛の育成については、道徳科の授業を要とした教育活動全体や日常生活などの中で、地域の人・もの・ことに触れ、自分にできることを考え実行していくことが大切です。コミュニティ・スクールの推進とあわせて、子どもたちの主体的な体験を取り入れた総合的な学習の時間や地域貢献活動などを計画的に位置づけることを推奨していきます。

次に、自尊感情を有する割合は、目標値を上回りました。令和5年度と比べても令和6年度が上回っています。児童生徒が成功体験できる機会をつくったり、実感が伴った自己実現ができる場を多くつくったりしてきたことが結果の上昇につながっているといえます。令和6年度は、志免町研修とし

て、道徳科授業力向上研修会を設け、全小中学校において道徳科の授業改善を図りました。児童生徒が自分自身や他者との関わりについて主体的に考え話し合うことができる授業づくりを研究しました。今後も、研修を受けた道徳教育推進教師が、自身の役割を自覚し、各学校における道徳教育を推進することで児童生徒一人一人の道徳性を育成できるよう支援を続けます。

注解

- ※1 令和5年度から、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の質問項目が、「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」から、「地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思いますか」に変更。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(2) きめ細かな生徒指導の充実

<施策5>いじめ・不登校等への対応

施策の方向性

- ◆ 「志免町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、正確な認知等の取組を推進します。
- ◆ いじめ、不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止・早期発見・早期対応を図るために、一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や地域との連携・協力などにより、学校が組織的に対応する取組を推進します。
- ◆ 町適応指導教室「ぐんぐん」において、様々な理由から登校できない児童生徒に学習を含めた様々な支援を行います。

主な取組

- いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会の設置
 - ・ 年3回町いじめ問題対策連絡協議会を、また年1回町いじめ問題専門委員会を実施し、いじめ問題に関する対策と現状について学校、教育委員会、関係機関で情報交換します。
- 小中学校合同の生徒指導委員会の実施
 - ・ 小中学校合同の町生徒指導委員会に、指導主事や教育相談員等を派遣し、いじめ・不登校を中心とする生徒指導上の諸問題の解決に向けた学校間の連携を図ります。
- 小中学校で一貫した非行防止や規範意識の醸成に関する指導の充実
 - ・ SNS等を介したいじめ等のトラブルの未然防止やインターネット等の適正な利用を推進するために、児童生徒が主体的にルール、マナーを学ぶ取組、情報モラル等を身に付けさせる指導の充実、家庭でのスマートフォンのルールづくりなどを推進します。
 - ・ 児童生徒の薬物乱用を防止するために、学校における体育科・保健体育科及び関連教科における学習指導をもとに、関係機関等と連携し、薬物乱用防止教室を開催します。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置
 - ・ 教育委員会の教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が生活の中で抱えている様々な問題（家庭生活、いじめ、不登校、虐待等）に対する教育相談体制の充実を図ります。
- 小中学校の校内生徒指導委員会等へのスクールソーシャルワーカー等の派遣
 - ・ 各小中学校の生徒指導委員会等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒指導上の実態把握や教職員への支援を行い、生徒指導体制をサポートします。
- 学校生活に関するアンケートの実施
 - ・ いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、意図的・計画的にいじめが起きにくくなるような取組を行い、その取組の成果を評価し改善するために、定期的にアンケートを実施します。
- 不登校対応支援員（学級補助員）の配置
 - ・ 中学校の校内適応指導教室に不登校対応支援員（学級補助員）を配置し、学習等の支援や教室復帰に向けた取組の充実を図ります。
- 町適応指導教室「ぐんぐん」の設置
 - ・ 様々な理由から学校に行けない町立小中学校に在籍している児童生徒に対して、教員免許所持者、大学生などが学習を含めた様々な支援を行います。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消※ ¹ した件数の割合	83.6%	全国平均値以上 (R5) 76.8%	72.2%
不登校割合	不登校児童生徒の割合	小：2.9% 中：8.0%	全国平均値以下 (R5) 小：2.1% 中：6.7%	小：3.9% 中：7.0%
不登校復帰率※ ²	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小：55.3% 中：66.7%	全国平均値以上 (R5) 小：30.6% 中：30.0%	小：58.6% 中：81.1%

【今後の取組の方向性】

志免町ではいじめの認知率の向上を目指しています。その目的は、認知率を上げることで小さいいじめも見逃さない教職員のいじめを許さない感性の育成と小さな芽のうちに確実に指導し、いじめを解消することにあります。しかし、令和6年度のいじめの解消率は72.2%であり、目標値と令和5年度の結果を下回りました。この理由として、安易に解消したと捉えない慎重な見方や、いじめの再発しやすさが考えられます。数値に惑わされず目の前にいる児童生徒のいじめへの丁寧な対応を進めて参ります。

不登校の割合については、小学校と中学校共に目標値を上回りました。令和5年度と比べると、小学校は上回りましたが、中学校は下回りました。また復帰率については、小学校と中学校共に目標値や令和5年度を上回りました。令和6年度は、不登校対応統括員を配置し、各校の不登校の状況を把握しました。中学校に続いて小学校にも設置した校内適応指導教室は、学級では過ごせなくても学校には行きたい児童生徒の居場所となりました。校内適応指導教室の運営や具体的取組は各校の特色に応じますが、統括員が定期的に巡回したり、全校の担当者へ研修を行ったりしたことで、学校間の差をなくした児童生徒の心地よい居場所づくりに寄与できました。校内適応指導教室は、復帰を目指す児童生徒にとっても、登校への壁を低くすることにつながっており、復帰率の高さにつながっているといえます。

今後は、次の3段階に応じた学びの場を整備する必要があります。

- ① 学校には行けるが学級に入りづらい児童生徒
- ② 家から出ることはできるが、学校には行けない児童生徒
- ③ 家から出られない児童生徒

不登校対応統括員を中心に全小中学校の児童生徒一人一人に応じた支援を丁寧に進めていきます。

注解

※1 「いじめ解消」の定義は、加害行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの解消率の算出は次の方法による。

(3月末までに解消したいじめの総件数/11月までに発生したいじめの総件数) × 100

※2 「復帰」は、国の調査では、「指導の結果登校する又はできるようになった」状態としている。各学校が個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めたものをいう。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(3) 体験活動の推進

<施策6>環境や福祉等に関する教育の充実

施策の方向性

- ◆ 発達の段階に応じて、総合的な学習の時間等において、児童生徒が体験を通じて環境について学ぶ生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。
- ◆ 発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳科等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ります。

主な取組

- 環境問題に関する教育の推進
 - ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けることや、地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶことを推進します。
- 福祉に関する教育の推進
 - ・発達の段階に応じて社会福祉やボランティア等についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神等の育成を図ります

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
環境問題や福祉に関する教育の実施学校数	総合的な学習の時間等における、環境問題や福祉に関する学習の実施学校数	6 校	6 校	6 校

【今後の取組の方向性】

令和6年度は、6校全てが総合的な学習の時間等において環境問題や福祉に関する学習を実施しました。各学校では総合的な学習の時間の各学年の課題や具体的取組を前例踏襲とはせず、時代に合ったものを工夫しています。例えば、志免町コミュニティ・スクール理念の一つに防災教育があります。それに関連する社会科・生活科・総合的な学習の時間を横断したカリキュラムを編成し、環境問題についての学びを設定した学校がありました。また令和6年度のパラリンピックに関連させ、独自のユニバーサルスポーツ大会をテーマとする福祉教育を実施した学校もあります。

勤労生産体験活動としては、志免西小学校6学年において、令和6年度に新単元として設定した金融教育で、投資、ものづくり、売買を大人相手に行う体験を通じた学びの場としました。志免中央小学校では12月に、特別支援学級によるクリスマスマーケットを実施しました。児童は実際にものをつくって売ることの大変さと売れることの喜び、投資による金銭の循環も体感できました。

今後も、このように児童生徒自身が主体的に課題解決をしていく総合的な学習の時間となるよう、時代に合った毎年度のカリキュラム編成を推奨していきます。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(4) 読書活動の推進

<施策7>子どもの読書活動の充実

施策の方向性

- ◆ 読書に親しむことを通じて豊かな感性や想像力を育むため、「志免町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を促進します。
- ◆ P T Aを通じた保護者への読書活動に対する理解促進や、ボランティア団体との連携促進等により、学校・家庭・地域・民間による子どもの読書活動を推進します。

主な取組

○ 子どもの読書活動の推進

- ・ 志免町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を促進します。
- ・ 町立図書館を拠点館として学校図書館との人的ネットワーク化を図り、情報や図書の交流など町と学校が一体となった読書活動を推進します。
- ・ 小中学生全員に「読書通帳」を配付し、町立図書館で借りた本の履歴を目に見える形にすることで、読書意欲を促進します。
- ・ 司書教諭を中心とした学校図書館連絡会を設置し、小中学校における図書や読書活動の質的な充実を図ります。
- ・ 読み聞かせなどの住民ボランティア養成を目的とした講座を実施するとともに、ボランティアの協力を得て、読み聞かせ等の活動によって学校の読書活動の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
読書習慣のある割合	全国学力・学習状況調査において「1日30分以上読書する」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：29.1% 中：25.5%	全国平均値以上 (R 6) 小：— 中：—	小：— 中：—

【今後の取組の方向性】

指標としている全国学力学習状況調査の項目「1日30分以上読書する」は、令和6年度から削除されたため、結果を示すことができませんでした。

読書習慣に係る他の質問項目に「あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか（雑誌、新聞、教科書は除く）」があり、その回答で10冊以下と答えた志免町の小学生は16.7%で全国の14.6%を上回り、中学生は25%で全国の18%を上回りました。また、児童生徒の普段の携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをする時間を2時間以上と答えた割合は志免町の小学生は37.3%で全国の33.8%を上回り、中学生は62.5%で全国の55.9%を上回っています。

これらからわかる志免町の児童生徒の家庭における読書環境からも、学校における読書活動の推進が肝要といえます。学校で図書館を利用する機会を増やしたり、ボランティアの方による「読み聞かせ」から読書の楽しさを味わわせる活動を丁寧に行ったりし、児童生徒の読書習慣を育成していきます。

3. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

<施策8>学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備

施策の方向性

- ◆ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクールを推進します。
- ◆ 学校、家庭、地域が連携、協働し、それぞれが役割と責任を担い、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

主な取組

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動事業の一体的推進
 - ・学校と地域が目指す子どもの姿や学校の教育目標等を共有できるコミュニティ・スクールと、地域が学校のパートナーとして地域人材を生かした多様な活動を行う地域学校協働活動を一体的に推進します。
- 学校評価等の公表
 - ・各学校の自己評価及び学校関係者評価を実施し、公表します。
- 「土曜授業」の実施
 - ・地域とともにある学校づくりの推進に向けて「土曜授業」を実施し、学力向上及び家庭・地域との連携強化を図ります。
- 「教育について考える月」の周知
 - ・福岡県が11月を「ふくおか教育月間」と制定したことを踏まえて、本町では、11月を「教育について考える月」とし、小中学校における授業参観など教育に関する関心と理解を深める取組を行い、家庭・学校及び地域が連携して子どもを育てていく機運を醸成します。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
地域と協働の活動を行った学校数	コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」と回答した学校数	4 校	6 校	4 校

【今後の取組の方向性】

コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして保護者や地域の人との協働による活動について「よく行った」と回答した学校は4校でした。他2校は「やや行った」との回答でした。

令和6年度は、コミュニティ・スクール開始から3年目でした。各学校の特色に応じた取組が定着しています。学校運営協議会や地域の皆様と児童生徒との熟議の機会を設けた学校も増え、地域との関わりが大人だけのものではなく、地域に生きる児童生徒自身のものに変わりつつあります。小学校においては防災キャンプを実施し、避難所である小学校体育館で過ごす体験をした学校もあります。

コミュニティ・スクールの発足により「地域と共にある学校」が進んできていますので、次の段階として「学校と共にある地域」づくりに踏み出すために、令和7年度は各中学校に1名ずつ「統括的地域学校協働活動推進員」を配置し、地域と学校との連携を強化していく予定です。

4. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(1) 個性や能力を伸ばす教育の推進

<施策10>一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実

施策の方向性

- ◆ 「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもの一人一人の自立と社会参加を目指し、就学前から中学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。

主な取組

- 個別の指導計画や教育支援計画の作成
 - ・小中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成します。
- 「ふくおか就学サポートノート」の活用の促進
 - ・成長が気になる子どもの就学前から学校卒業後までを見通した継続性のある指導・支援を充実させるために、保護者や学校の先生などが協力しながら子どもの成長を記録していく「ふくおか就学サポートノート」の活用を促進します。
- 特別支援教育体制の整備
 - ・町教育支援委員会との連携及び特別支援学級等担当者研修会の実施を通して、義務教育9年間を見据えた個別支援や校内体制の充実を図ります。
 - ・関係機関等と連携を図り、各学校の発達に課題のある児童生徒への指導内容や指導方法について、日常的・継続的な支援を行います。
- 教職員の専門性の向上
 - ・障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために、教職員の専門性の向上に努めます。
- 特別支援学級対応支援員（学級補助員）及び特別支援教育相談員の配置
 - ・特別支援学級等に学級補助員を配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援体制の充実を図ります。
 - ・特別支援教育相談員を配置し、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の対応について、学級担任等への支援の充実を図ります。
- 教育環境の整備
 - ・障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を促進します。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
特別支援教育 の個別計画作 成率	個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している割合	100%	100%	100%
ふくおか就学 サポートノート 活用率	特別な支援を要する子どもの小中の引継ぎにおける「ふくおか就学サポートノート」の活用率	66.7%	100%	85%

【今後の取組の方向性】

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成については100%です。これらの計画を基に特別な支援を要する児童生徒への合理的配慮等は、年度初めに保護者と合意形成をして指導を進めることを

しています。また、「ふくおか就学サポートノート」については、100%には及びませんでしたが、令和5年度と比べて活用率が上回りました。継続した支援ができることについての丁寧な説明が、保護者の理解につながったためといえます。

志免町では特別支援学級や通級による指導の教室を増加し、個に応じた手厚い支援を進めています。一方で差別のないインクルーシブ教育の理解や教師の指導力向上も進めていかなければなりません。本年度の志免町教職員全員研修会の講演テーマを「インクルーシブ教育」として、今求められている特別支援教育について学ぶ予定です。また、増加している新任特別支援学級担任を対象とした志免町研修を新設し、志免町の目指す特別支援教育の理解浸透を丁寧に図ります。

4. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(2) キャリア教育の推進

<施策11> キャリア教育・職場体験の推進

施策の方向性

- ◆ 変化の激しい社会の中で、子どもが希望を持って自立的に自らの未来を切り拓き、社会で自立していく力を身に付けるために、キャリア教育を推進します。
- ◆ 地域の企業・経済団体等と連携して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるための職場体験を推進します。

主な取組

○ 発達段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進

- ・これまで学校だけの視点で作られ進められてきた教育課程や教育活動について、地域の人々などとのつながりの中で、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯に渡る社会的・職業的自立ができるよう、キャリア教育の充実を図ります。
- ・職場体験や様々な社会体験を取り入れ、望ましい勤労観や職業観、集団生活に必要な規範意識やマナーなどの向上を図ります。
- ・小学校4年生で「二分の一人式」、中学校2年生で「立志式」を実施して、目的意識をもって主体的に進路を選択するキャリア教育の充実を図ります。
- ・キャリアパスポート^{※1}を活用し、授業や学校行事などで心に残ったこと、自分が成長できたことを小学校段階から記録させ、年度ごとの振り返りを通してキャリア教育の充実を図ります。
- ・総合的な学習の時間、特別活動などにおける社会人等の積極的な活用を促進します。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
将来の夢や目標を持っている割合	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：80.3% 中：69.9%	全国平均値以上 小：82.4 % 中：66.3 % (R 6)	小：84.2% 中：65.4%

【今後の取組の方向性】

「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合は、小学校は目標値や令和5年度を上回り、中学校は下回りました。

キャリア教育を進めるにあたっては、職業に関する学習をするだけに留めず、生き方について考えるために自己と向き合うことを目的に、「二分の一人式」「立志式」などを自分の夢や目標を実感できるように教育課程に位置付けました。また自分の成長を実感させるためのキャリアパスポートについては、形骸化しないよう教職員に対しての目的の理解・共有の場を設けています。

中学校の職場体験では、志免東中学校はコロナ禍以前の体験の形を復活させ、様々な職場にご協力をいただきました。志免中学校では、対象学年が300人以上いることに鑑み、キッザニアでの職業体験をしました。いずれにしても、「働く」ことの実感をもつ良い機会となっています。令和7年度も同様に生徒の体験活動を推進します。

注解

※1 キャリアパスポートとは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

4. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(3) 国際的視野を持つ人材の育成

<施策12>英語力の向上

施策の方向性

- ◆ グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小中学校における英語教育の充実を図ります。

主な取組

- 国際化に対応する国際理解教育や外国語教育の充実
 - ・小中学校に、外国語指導助手（ALT）を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進します。
- 小学校の英語教育の推進
 - ・英語力・指導力の高い教職員を育成する研修を啓発するとともに、児童の英語コミュニケーションへの意欲向上を図るためにイングリッシュセミナーを実施します。
- 中学校の英語教育の推進
 - ・教職員の英語力向上に向けた研修への参加を奨励するとともに、中学3年生に対する英検I B Aを実施し、英語力の高い生徒を育成します。
 - ・志免中学校に福岡県英語教育重点市町村指定事業（R2～R4）を委嘱し、英語学習の補助を行う英語学習支援員や個の英語力に応じた学習支援ソフトの効果的な活用について研究し、生徒の英語力の向上に努めます。

指 標

指 標	指標の概要	R5年度	目標値 (R7年度)	結果 (R6年度)
生徒の英語力	CEFR ^{※1} A1レベル相当以上（英語検定3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合 対象：中3	54.8%	国の目標値以上 (R6参考値) 中3：50.0% ※	69.6%

※ 令和6年度の国の結果は52.4%でした。

【今後の取組の方向性】

令和6年度の生徒の英語力としては、CEFR A1レベル相当以上の力を有する割合は69.6%で、目標値と令和5年度を上回りました。

令和6年度は外国語教育の小中連携を目的とした研修を実施しました。夏期休業中に、株式会社ボーダーリンク主催の外国語担当者研修会をし、学校種別に求められる児童生徒の英語力や教師の指導技術について学び合いました。秋には中学校の英語科の授業を小学校の教職員も参観し、指導技術を小中共に学びました。

児童生徒が多くネイティブイングリッシュの体験ができるよう、ALT派遣については継続し、小学5年生～中学2年生を対象にしたオンライン英会話も年に1回、設定することとしています。児童生徒一人一人に英語で対話する機会を設け、英会話の必要性や英語で話す喜びを実感できるようにします。

注解

※1 CEFR（セファール）とは、Common European Framework of Reference for Languages：ヨーロッパ

ツパ言語共通参照枠のこと。外国語学習者の4技能：「聞く・話す・読む・書く」の能力や修得状況を評価するために用いられる。A1・A2・B1・B2・C1・C2の6段階のレベルに分かれている。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(1) GIGA スクール構想の実現

<施策13> 学校 ICT 環境の整備・情報活用能力の育成

施策の方向性

- ◆ 現在、ICTがあらゆる分野で活用されており、今後、生活手段や学習手段として重要となる情報活用能力を子どもが身に付けることができるように、国の「GIGAスクール構想^{※1}」に基づき、ICTを活用できる教育環境の整備を進めます。
- ◆ 小学校からのプログラミング教育の導入を踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育の実施と教職員の指導力向上を図ります。
- ◆ 児童生徒の発達段階に応じて、情報通信機器を活用する上での情報リテラシー及び情報モラルを高める教育の充実を図ります。

主な取組

○ 1人1台コンピュータの整備

- ・国は、「GIGAスクール構想」として児童生徒に1人1台のコンピュータと通信ネットワークを一体的に整備する教育ICT環境の充実を進めており、多様化する児童生徒の個性に合わせた「個別最適化された学び」の推進と新型コロナウイルス感染症等の非常時における学習環境の保障のため、1人1台コンピュータの整備を図ります。

○ ICTを活用した学習活動の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善や基礎学力の定着に向けて、小中学校におけるICT活用の推進体制を構築します。
- ・タブレットドリルを積極的に活用し、基礎・基本の定着から、思考・判断・表現の力の育成まで、自動採点などデジタルの特性を活かしながら効率よく学習を進め、学習意欲を喚起します。
- ・児童生徒の系統的な情報活用能力の育成に向けて、プログラミング教育の指導力の向上を図ります。

○ 情報リテラシー及び情報モラル教育の充実

- ・情報を正しく活用する力（情報リテラシー）を高め、情報に関するトラブル等が生じないようにするために、情報社会における必要な態度や考え方（情報モラル）を学ぶ教育の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R5年度	目標値 (R7年度)	結果 (R6年度)
ICTの授業での活用学校数	ICT機器を活用した授業をほぼ毎日行っていると回答した学校数	6校	6校	6校
教職員のICT活用指導力	授業にICTを活用して指導することができる教職員の割合	95.0%	100%	98.3%

【今後の取組の方向性】

令和6年度、ICT機器をほぼ毎日活用したと回答した学校は6校でした。教職員のICT活用指導力は98.3%で目標値を下回りました。

令和6年度は、児童生徒の一人一台端末の文房具化を目指し、小中学校における毎日の活用推進を図りました。令和5年度に導入した学習支援ソフトは、授業を個別最適で協働的な学びを助けるとともに、どの教職員にとっても効率的で管理がしやすいことから働き方改革にも寄与しました。そのことが、教職員のICT活用指導力が令和5年度より向上したことに繋がっているといえます。

令和7年度は年度途中で、一人一台端末が新しく入れ替わるため、端末の利用規約や情報モラルを学び直すよい機会とする予定です。

注解

※1 GIGA スクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のこと。

GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(2) 児童生徒の安全確保

<施策14>管理体制の整備

施策の方向性

- ◆ 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、登下校時における安全の確保を図ります。
- ◆ 学校における防犯教育や児童生徒の安全を確保する取組の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒が自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

主な取組

- 通学路の安全確保
 - ・学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、登下校時における交通事故や不審者等からの安全の確保を図ります。
- 児童生徒の安全に関する情報の配信
 - ・情報配信サービスを活用し、児童生徒の安全にかかわる情報を個別に一斉配信します。
- 危機管理体制の整備と危機管理意識の高揚
 - ・「危機管理マニュアル」をもとに、学校における生命 safety の確保を最優先とする学校危機管理体制を整え、教職員の危機管理意識の高揚に努めます。
 - ・児童生徒の個人情報セキュリティ対策として、本町作成の「情報セキュリティハンドブック」をもとに各学校の実態に応じて、情報セキュリティポリシーを作成し、重要な教育情報を適切に管理・運用します。
- 災害を想定した避難訓練の実施
 - ・火災や地震を想定した避難訓練を年2回実施して、災害発生時の危機対応が迅速かつ適切に行えるようにします。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
職員研修実施学校数	危機管理マニュアルに基づく職員研修の実施学校数	6 校	6 校	6 校
避難訓練実施学校数	年2回の避難訓練(火災・地震)の実施学校数	6 校	6 校	6 校

【今後の取組の方向性】

令和6年度は「職員研修実施学校数」「避難訓練実施学校数」の両指標について、目標値を達成しました。

危機管理マニュアルの見直しを5年度に行い、令和6年度には小中学校共に「新危機管理マニュアル」を完成させました。以前にも増して、令和7年度からは、現在の課題に適した危機管理対応が、未然防止及び事後対応の両観点からの確に行えるようになります。

さらに、避難訓練については、保護者と共に学ぶ防災教育を目的に、引き渡し訓練を全小中学校で実施しました。児童生徒が学校にいる時に大災害が起こった時、保護者とどのように連携すればより安心、安全に児童生徒を保護者に引き渡すことができるか、各校、それぞれの土地や交通状況等に応じた対策を講じて行いました。実際にやってみることでみえてきた課題は各校異なりますが、次年度以降、その課題解決に向けて取組を改めていく予定です。

また、児童生徒の安全に関する情報の配信では、保護者への通知だけではなく、各学校間、役場の

関係課（学校教育課、生活安全課、子育て支援課）も情報を共有し、必要に応じてパトロールの強化や保育園との情報共有などを行いました。今後も、児童生徒の安全を学校だけに任せず、保護者、地域や専門機関と連携しながら守っていきます。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(3) 学校施設の整備・充実

<施策15> 学校施設設備の整備・充実

施策の方向性

- ◆ 「志免町公共施設個別施設計画」(令和2年3月策定)では、小中学校校舎の大規模改修を実施しており、老朽化が進んでいる学校給食施設等については、今後建替えや改修を行うこととしています。これに基づき、学校給食施設等の整備について対応を行います。

主な取組

○ 小中学校施設の長寿命化

- ・「志免町公共施設個別計画」に基づき、学校施設の維持・管理に努め、長寿命化を図ります。
- ・学校給食施設の改修等を実施します。
- ・劣化状況が悪く緊急性の高いものについては早期に対応を検討します。

指 標

指 標	指標の概要	R 6 年度	目標値 (R 7 年度)
※R 2 計画で100%に達したため、新たな整備計画などを検討し、R 7 年度以降の教育振興基本計画見直し時に指標を作成します。		—	—

【今後の取組の方向性】

令和6年度末に改定された志免町公共施設個別施設計画に基づき、学校体育館は令和7年度に全6校の空調設置工事を行います。また、老朽化が進んでいる志免中央小学校、志免南小学校、志免東小学校の給食棟につきましては、令和7年度の志免中央小学校の基本設計を皮切りに各校3年をかけて順次建替えを行っていく予定です。

さらに各学校校舎につきましては、前回の長寿命化改修工事から20年が経過するため、令和8年度に志免中央小学校の大規模改修工事等着手し、順次進めていく予定です。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(4) 教職員の指導力・学校組織力の向上

<施策16> 職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進

施策の方向性

- ◆ 教職員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるため、経験年数や職務内容に応じた研修や専門的な指導力を高める研修の充実を図ります。
- ◆ 「教職員の働き方改革取組指針」(福岡県教育委員会 令和2年3月改訂)に基づき教職員の働き方改革を推進します。

主な取組

○ 教職員の指導力量を高める研修の充実

- ・町教頭研修会を月1回開催し、管理職としての指導力向上や学校間の情報連携の強化を図ります。
- ・町の教育課題への対応について、小中学校の全教職員で学ぶ夏季教育研修会を実施します。
- ・指導力を高めてほしい教職員や実践的・専門的な研修が不足している講師等に、指導主事が個別に学級経営や授業の技術を教え、指導力量の向上を目指します。

○ 教職員の働き方改革の推進

- ・教職員が担うべき業務に専念できるように、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務のICT化による効率化等によって教職員の働き方改革を進めます。
- ・教職員の指導上の悩み、ストレスに適切に対応し、健全な心身をもって教育活動を行うことができるよう、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R5年度	目標値 (R7年度)	結果 (R6年度)
教育研修会への積極的参加学校数	教職員が、校外の教科教育に関する研究会等によく参加していると回答した学校数	2校	6校	2校
教職員の超過勤務の縮減割合	時間外勤務の上限目安、月45時間以下の教職員の割合	82.7%	100%	76.25%

【今後の取組の方向性】

令和6年度の校外の教科教育に関する研究会等に「よく参加している」(職員数80%以上が参加)と回答した学校は2校でした。この研修は自主性に任されたものであることや日常の業務に加えて参加することなどから、教職員の研修意欲が高くなければ成せるものではありません。研修の意欲を高めるために、まずは教職員の勤務時間内に研修の機会として福岡県や志免町主催の研修を積極的に推進し、教職員の学びの機会を保障しました。校内における研究に関しては、校外から講師を招聘することで視点が新たな学びを得ることができ、年に数回は各校で校外講師による研修を行いました。

各校の研究に係る教科等への主体性はどの教職員ももちやすいため、積極的に校内研究を進めると同時に、教師の資質・能力の幅を広げ、より専門性を高めるための校外での研修も引き続き推奨していきます。

また、働き方改革としては志免町の充実したICT機器の活用による効率的な働き方を進めています。令和6年度に導入した教師一台スマートフォンは、その役割を果たしており、教師と教師、教師と保護者をつなぐことや授業に使うパソコンとつなぐことが迅速かつ容易になりました。今後も、ICTの活用方法などを学校間で共有し、町全体で働き方改革の一助として進めていきます。

社会教育主要施策

3. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(2) 青少年の健全育成

<施策9> 社会教育活動の推進体制の整備

施策の方向性

- ◆ 社会教育活動の振興を図るために、PTA、子ども会などの関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。
- ◆ 学習ニーズや社会的課題に適切に応えるため、社会教育に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。
- ◆ 町民一人一人の教育の重要性に関する意識を高めます。

主な取組

○ 社会教育活動の推進体制の整備

- ・ 青少年育成団体（子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会、青少年問題協議会・青少年指導委員等）の充実・強化、指導者・リーダーの育成、及び、家庭教育の支援体制の整備に努めます。
- ・ 社会教育への積極的参加の促進や、さまざまな人が活躍できる環境づくりに努めます。
- ・ 各社会教育団体との連携を密にし、住民への情報提供に努めます。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
地域社会と関わる ことができる割合	自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合	81%	100%	81%

【今後の取組の方向性】

青少年の健全育成を目指して、青少年育成団体と情報を共有してきました。また、青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の適切な実施を期すために、青少年問題協議会を開催しています。

自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合が目標値に対して横ばいとなっていますが、地域学校協働活動を通じて地域の人と連携していきます。

今後も、地域の青少年の健全育成について情報の共有を図り、支援体制の確立に努めます。また、青少年育成団体との連携・協力体制をとりながら、体験活動及び地域での活動の充実を図ります。

(参考指標)

指 標	指標の概要	R 5 年度	当面の 目標値	結果 (R 6 年度)
青少年育成団体の 活動件数	子ども会育成会連絡協議会、PTA 連絡協議会、青少年問題協議会・青 少年指導委員の活動件数	39 件	計画の総数 65 件	43 件

6. 地域活動の支援

(1) 社会教育活動の支援

<施策17>社会教育活動・住民活動の推進

施策の方向性

- ◆ 社会教育活動への積極的参加や、生涯学習活動ができるように、住民への情報提供や環境づくりに努めます。
- ◆ 行政と町内会が協力して、「志免町公共施設個別施設計画」（令和2年3月）に基づいて、公民館の維持管理、改修を行います。

主な取組

- 公民館の活用促進
 - ・ 町民の身近な交流の場として公民館の活用を促進します。また、中央公民館・自治公民館の連携と充実・強化を図り、自治公民館活動の活性化に努めます。
- 公民館役員研修の実施
 - ・ 公民館役員研修を実施し、地域の人材育成ができる機会を充実させます。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
公民館役員研修 参加者数	町公民館役員研修への参加者数	148 人	200 人	134 人

【今後の取組の方向性】

社会教育への積極的参加を目指して、地域の公民館長や公民館主事に情報の提供を行い、相談体制の充実を図ってきました。また、公民館長会議の実施、公民館主事会との意見交換も行うなど連携を図っています。

町公民館役員研修への参加者数が目標値の7割程度に留まっていますが、参加者が増えるよう各公民館に声掛けをしていきます。

今後も、社会教育委員とともに町民への社会教育に関する情報の提供や、町民が活動できる環境づくりに努めます。また、各社会教育団体に補助金の交付（公民館活動事業費補助金、公民館主事連絡協議会活動事業費補助金）を行うことで、地域での社会教育に関する活動の充実を図ります。

(参考指標)

指 標	指標の概要	R 5 年度	当面の 目標値	結果 (R 6 年度)
公民館の活動件 数	全公民館でおこなわれている活動件 数	769 件	計画の総数 550 件	835 件

7. スポーツ・文化活動の推進

(1) スポーツ活動の推進

<施策18>ライフステージに応じたスポーツの支援

施策の方向性

- ◆ 子どもから高齢者まで年齢に応じたスポーツに親しむ機会づくり、障がいのあるなしにかかわらずスポーツができる環境をつくります。
- ◆ スポーツ施設について、適切に維持管理、改修を行います。

主な取組

- 「する」「みる」「ささえる」の多様な形での「スポーツ参画人口」の拡大
 - ・ 様々な運動・スポーツ大会の開催で、町民の参加を促進し、スポーツをみる機会をつくります。また、スポーツ協会やスポーツ推進委員の活動・取組を支援します。
 - ・ 児童から大人までのライフステージに応じた運動・スポーツについて地域で取り組む活動を支援します。
- スポーツ施設の計画的な整備
 - ・ 既存スポーツ施設について、老朽化の状況やスポーツ施設利用者の状況に即した施設・設備の改修を計画的に進め、スポーツ施設利用者の需要に応じた環境改善を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
スポーツ施設の利用率	町内のスポーツ施設を利用したことの人の割合	18%	50%	28%
スポーツ施設満足度	町内のスポーツ施設に対する満足度	82%	90%	80%

【今後の取組の方向性】

スポーツ活動の推進を目指して、スポーツ協会と連携しながら、町民への情報の提供や団体活動の充実に努めてきました。

スポーツ施設の利用率が前年度より 10%増加しましたが、目標値に達していないので、町民がスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

今後も、団体との連携をとりながら、町民のスポーツ活動の充実に努めるとともに、施設の適切な管理を行います。また、町民の健康づくりや活動のできる環境を整備しているところですが、特に総合公園野球場の改修や町民体育館の改修を進めます。

7. スポーツ・文化活動の推進

(2) 文化活動の推進

<施策19> 生涯学習・文化活動の活性化

施策の方向性

- ◆ 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習できるように、情報提供を行い、文化活動の場づくり、機会づくりに努めます。
- ◆ すべての人が、生涯学習活動に参加できるように環境を整備します。

主な取組

- 文化祭等の発表の場の創造
 - ・ 町民の日頃の文化・芸術活動の発表の場として、志免町文化祭等を開催します。
- 生涯学習に関する情報提供
 - ・ 町のホームページ等を活用して生涯学習に関する講座・教室の案内や、住民による同好会やサークルなどの情報を提供します。
- 生涯学習施設等の計画的な整備
 - ・ 町民センターについて、耐震補強と併せて優先的に長寿命化改修を実施します。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
文化施設の利用率	町内の文化施設を利用したことのある人の割合	32%	50%	36%
文化施設の満足度	町内の文化施設に対する満足度	80%	90%	82%

【今後の取組の方向性】

文化活動の推進と生涯学習活動の充実を目指して、文化協会と連携しながら、町民への情報の提供や団体活動の充実に努めてきました。

文化施設の利用率が目標値に達していませんが、町民に魅力ある講座等を提供できるように努めます。

今後も、団体との連携をとりながら、町民の文化活動の充実を図るとともに、施設の適切な管理を行います。また、町民の文化・芸術の活動のできる環境を整備しているところですが、町民センターの改修を完了させ、生涯学習活動の成果を発表できる場とします。

8. ふるさと意識の向上

(1) 郷土愛を育む町民の育成

<施策20> 文化財の保存・活用

施策の方向性

- ◆ 国重要文化財の旧志免鉱業所竪坑櫓の適切な保存と活用を進めます。
- ◆ 地域への愛着や誇りを育てるために、本町の歴史や伝統文化の継承を進めます。

主な取組

- 竪坑櫓の保存・活用
 - ・旧志免鉱業所竪坑櫓の保存管理を実施し、歴史を学習する貴重な資源として活用します。
 - ・竪坑櫓の周辺地域において、歴史や文化についてふれあえる拠点づくりを図ります。
- 本町の歴史や伝統文化の継承
 - ・七夕池古墳・亀山石棺など町内に分布する遺跡を保存し、本町の歴史の調査及び教育普及の推進を図ります。
 - ・歴史資料室で文化財を展示するとともに、保存・活用を進めます。
 - ・本町の埋蔵文化財の事前審査や民俗資料・伝統文化の継承を進めます。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
町文化財・伝統文化の認知度	町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合	68%	80%	70%

【今後の取組の方向性】

国の重要文化財である旧志免鉱業所竪坑櫓の保存・活用のほか、歴史資料室の企画展や、炭鉱かるた大会を開催しています。また、「博多曲物」が福岡県指定無形文化財（保持者 第18代 柴田玉樹）となりました。

町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合が目標値に近づいてきてはいますが、町民に機会をとらえて情報提供できるように努めます。

今後も、旧志免鉱業所竪坑櫓の管理や、町内文化財の調査・研究を行いながら、文化財保護活動の充実を図ります。また、町民の郷土愛をはぐくむために、文化財の活用や伝統文化の継承に努めます。

9. 人権教育・人権啓発の推進

(1) 心豊かな人間性の育成

<施策21> 人権教育・啓発の推進

施策の方向性

- ◆ 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「志免町人権教育・啓発基本指針」に基づき、様々な人権問題について、あらゆる機会をとらえて人権教育と人権啓発を推進します。
- ◆ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- ◆ 学校の教育活動全体を通して、一人一人の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付ける計画的、系統的な教育を推進します。

主な取組

- 人権・同和教育推進協議会の充実
 - ・人権・同和教育推進協議会の組織及び指導体制の充実に努めます。
- 人権相談事業等の実施
 - ・人権相談事業等を行い、人権尊重の心の育成に努めます。
- 人権週間・同和問題啓発強調月間の充実
 - ・人権週間・同和問題啓発強調月間での取組の充実に努めます。
- 人権教育実践研修会の実施と副読本の活用
 - ・町の全学校の教職員を対象とした人権教育実践交流会の実施や、同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業を推進します。
- 志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実
 - ・教職員を対象とした志免町子どもの権利条例に関する研修会の実施や、児童生徒に対する志免町子どもの権利条例に基づく学習等の実施を通して、条例の周知や啓発に努めます。
 - ・児童生徒の望ましい人間関係づくりのために、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、人間関係づくりのスキル等の向上を図ります。
 - ・児童虐待の早期発見に努めるとともに、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	R 5 年度	目標値 (R 7 年度)	結果 (R 6 年度)
町民の人権意識	人権尊重について正しく理解している町民の割合	65%	70%	64%
人権擁護の現状認識	人権が守られていると感じている町民の割合	85%	90%	86%
児童生徒の助け合いの意識	全国学力・学習状況調査において「人が困っているときは、進んで助けている」と回答している児童生徒の割合	小：94.2% 中：88.8%	全国平均値以上 (R6) 小：92.7% 中：90.1%	小：96.2% 中：90.0%

【今後の取組の方向性】

人権教育の推進を目指して、人権・同和教育推進協議会の開催、毎月の人権相談等を行っています。7月の「同和問題啓発講演会」、12月の「人権を尊重する町民のつどい」は、町民センター改修のため中止していますが、人権・同和教育推進協議会の研修会を行いました。

人権尊重について正しく理解している町民の割合が目標値に対して横ばいとなっていますが、町民に正しい情報提供をできるように努めます。

今後も、人権・同和教育推進協議会と人権・同和教育の啓発を図るほか、人権擁護委員による相談事業を行います。また、各団体と連携して人権問題解決に向けた活動に努めます。

児童生徒の助け合いの意識については、小中学校共に目標値や令和5年度の結果と比べ上昇し、全国と比較しても高い結果でした。人権教育実践研修会を授業を基にした研修の場とし、日々の授業の中で児童生徒に人権意識を育てることを改めて見直す機会としたり、副読本「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を使った授業の研究をしたりしたことが、人権を意識した授業づくりの向上につながったためと考えます。さらに、児童生徒が志免町子どもの権利条例を知る機会をもつために、教育課程内に人権かるたを用いた人権学習や、中学生を対象とした子どもの権利救済委員による講演を、令和5年度に引き続き行ったことが、どの児童生徒にも自分自身や周りの人の人権についてみつめることにつながり、人権意識の醸成に寄与できたと考えます。

第3章 学識経験者意見

学校法人東筑紫学園九州栄養福祉大学

教 授 脇田 哲郎

令和7年度志免町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する意見書を下記の通り提出いたします。

記

学校教育主要施策

1 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(1) 確かな学力向上

<施策1>「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の推進

施策1では、表1の内容に取り組まれました。

表1：「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 志免町学力向上プランの策定と取組の推進○ 研究指定事業の委嘱（「授業づくり」）○ 町教育委員会主催の学校訪問の実施（「授業づくり」）○ 町学力向上検証委員会の実施（「授業づくり」）○ 各校の主題研究に基づく研修支援（「授業づくり」）○ 町で統一した学力調査の実施（「授業づくり」）○ 少人数学習対応支援員（学級補助員）の配置（「授業づくり」）○ 小中連携の推進（「集団づくり」）○ 楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの活用（「集団づくり」）○ 地域の教育資源を活用した教育活動の推進（「授業づくり」）○ 家庭学習の習慣化（「習慣づくり」）○ 学習規律の定着の推進（「習慣づくり」） |
|---|

「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

◆指標

指 標	指標の概要	R 5年度結果	R6 年度結果
標準化得点 (授業づくり)	全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの平均値	小：国語 104.2 算数 101.0 中：国語 105.7 数学 106.6	小：国語107.4↗ 算数104.0↗ 中：国語100↘ 数学 95.2↘
Q-U (集団づくり)	Q-Uにおいて、学校生活意欲が小学校 28（小3は 29）ポイント以上、中学校 73 ポイント以上の児童生徒の割合	小：91.7% 中：90.7%	小：92.9%↗ 中：94.1%↗
計画的学習習慣 (習慣づくり)	全国学力・学習状況調査において「家で、自分で計画的に勉強する」と回答した児童生徒の割合	小：66.7% 中：46.7%	小：— 中：—
検証改善 ロードマップ 活用度	学力向上プランを基にした検証改善ロードマップの活用率	100%	100%

<意見>

- ・ 令和6年度は、授業づくりにおいて小学校は国語、算数とも令和5年度を上回っています。その理由として、全職員による少人数体制などの指導体制の工夫を挙げておられます。中学校は、令和5年度より下回っていますが、その原因が不明です。なぜ中学校の学力が前年度を下回ったのか、明確な分析が求められると考えます。
 - ・ 集団づくりにおいては、小中学校ともに令和5年度を上回っています。なぜ、集団づくりのポイントが上昇したのでしょうか。「学びに向かう力」が身に付いたということかどのようなことからそう言えるのでしょうか。明確な分析が必要になってくると思います。
 - ・ 家庭学習の習慣づくりについては、全国学力・学習状況調査の質問項目から削除されたから結果が示されなかったということですが、志免町の児童生徒の学力向上に必要な項目ならば、町独自の評価方法で継続して測定してもいいのではないかと考えます。
 - ・ 改善ロードマップの活用においては、全ての小中学校で活用が図られています。
- 今後の自己点検、自己評価においては、志免町教育委員会が「確かな学力向上」の取組をどのように自己評価したのか、その評価を示す根拠は何なのかを具体的に示していかれることを望みます。

例えば、「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」「ロードマップの活用」についてそれぞれが、5段階評価で何点なのかを示し、それから「確かな学力向上」の総合的な評価がS（とても優れている）、A（優れている）、B（やや優れている）、C（課題がある）のどれに当たると自己評価されたのかを示すという評価方法です。このような自己点検、自己評価を行うには、「志免町の教育の基本目標」や「志免町の教育の目標」の具現化を目指すとともに、各学校の“やる気”につながる点検項目の設定が必要になると考えます。有識者は、このような志免町の自己点検、自己評価の妥当性について意見を述べることになります。次年度に向け、ご検討頂ければ幸いです。

(2) 運動・スポーツ機会の充実

＜施策2＞小中学生の体力向上

施策2では、表2の内容に取り組まれました。

表2：小中学生の体力向上に向けた具体的な取組

○ 体力向上に関する事業の推進
○ 学校と家庭、地域が連携した運動・スポーツの推進
○ オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組の推進

「小中学生の体力向上」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

◆指標

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
T 得点 (小・中学生の体力)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力のT得点	小男：50.2 小女：48.9 中男：52.0 中女：50.6	小男：49.0↘ 小女：46.2↘ 中男：53.1↗ 中女：52.2↗
小中学生の運動習慣の定着度	福岡県児童生徒体力・運動能力調査における学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	50.8%	49.7%↘

＜意見＞

- ・ 令和6年度の小中学生の体力は、小学校が前年度を下回っています。中学校は上回っています。なぜ、このような結果が生じたのでしょうか。運動習慣が身につけている中学生が半数を超えているからと、結果の分析を行っておられますが、なぜ小学生は運動習慣が身につけていないのでしょうか。詳細な分析があれば小学生の体力向上策が見えてくるのではないのでしょうか。
- ・ 小中学生の運動習慣の定着においては、前年度を下回っています。教育委員会では「運動するのが好き」「体育学習が楽しい」という質問項目に対して小学校は、肯定的な回答が多いが体力向上に結びつかないと分析されています。なぜ、結びつかないのでしょうか。細かい分析が必要です。
- 「小中学生の体力の向上」については、学校で行われる体育科、保健体育科の授業以外に、学校生活の中に運動に親しむ環境が整っているのかなどの多面的な視点で点検し、自己評価を行っていかれるといいと考えます。

「確かな学力向上」の項と同様の自己点検、自己評価をご検討ください。

(3) 健やかな体の育成

<施策3>健康教育の充実

施策3では、表3の内容に取り組まれました。

表3：健康教育の充実に向けた具体的な取組

- 食に関する指導の充実
- 学校と家庭、地域が連携した運動の推進
- 新型コロナウイルス感染症対策の推進

「健康教育の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

◆指標

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
朝食摂取の割合	全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食っている」と回答した児童生徒の割合	小：90.6% 中：92.8%	小：91.3%↗ 中：90.2%↘

<意見>

志免町教育委員会では、健やかな体の育成について「朝食を毎日食っている」児童生徒の割合で自己点検し、自己評価されています。学校教育における健康教育は、食育だけではなく、健康の保持・増進や疾病予防、生活習慣の改善などについての体育科保健領域や保健体育科の授業、養護教諭による指導など多岐にわたっています。

「主な取組」に示してある「食に関する指導の充実」では、食に関する指導がどの程度、どのように行われたのでしょうか。「学校と家庭、地域が連携した運動の推進」や「新型コロナウイルス感染症対策の推進」では、具体的にどのようなことが行われ、そのことが児童生徒の健やかな体の育成にどう結びついたのかを点検・評価されるといいと考えます。

2 豊かな心を育てる教育の推進

(1) 道徳性を養う心の教育の充実

<施策4>道徳教育の充実

施策4では、表4の内容に取り組まれました。

表4：道徳教育の充実に向けた具体的な取組

- 体験活動と関連させた道徳科の指導
- 道徳授業の保護者への公開
- 道徳授業に関する校内研修の実施

これらの「道徳教育の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
郷土を愛する意識	全国学力・学習状況調査において「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答している児童生徒の割合	小：76.1% 中：57.2%	小：87.8%↗ 中：71.6%↗
自尊感情を有する割合	全国学力・学習状況調査において「自分には良いところがある」と回答した児童生徒の割合	小：85.7% 中：80.7%	小：91.2%↗ 中：83.4%↗

<意見>

指標に示してある、「地域や社会をより良くするために何をすべきか考えることがある」という項目は、道徳の授業だけで考えるのではなく、児童会活動や生徒会活動などで、実際に地域のために活動することを通して考えることも含まれています。また、「自分には良いところがある」という自己肯定感は、学級生活や学校生活の中での係活動や委員会活動などを通して、他の人から認められ、褒められることを通して身についてくる感情です。

今後は、「豊かな心」が育った児童生徒の姿を具体的に設定し、そのような児童生徒を育成する教育活動の取組の状況を点検・評価していかれることが望まれます。

これからは、学習指導要領の前文に示してある「持続可能な社会の創り手」を育成する方向での教育の充実が求められます。そのための教育活動はどのようなものがあるのか明らかにしていけることを期待します。

(2) きめ細かな生徒指導の充実

<施策5>いじめ・不登校等への対応

施策5では、表5の内容に取り組まれました。

表5：いじめ・不登校等への対応に向けた具体的な取組

- いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会の設置
- 小中学校合同の生徒指導委員会の実施
- 小中学校で一貫した非行防止や規範意識の醸成に関する指導の充実
- スクールソーシャルワーカー（S S W）の配置
- 小中学校の校内生徒指導委員会等へのスクールソーシャルワーカー等の派遣
- 学校生活に関するアンケートの実施
- 不登校対応支援員（学級補助員）の配置
- 町適応指導教室「ぐんぐん」の設置

これらの「いじめ・不登校等への対応」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	83.6%	72.2%↘
不登校割合	不登校児童生徒の割合	小：2.9% 中：8.0%	小：3.9%↗ 中：7.0%↘
不登校復帰率	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小：55.3% 中：66.7%	小：58.6%↗ 中：81.1%↗

<意見>

令和6年度のいじめの解消率は減少しています。いじめを解消することができなかったということです。不登校の割合は、小学校が増えて、中学校が減少しています。不登校の復帰率は、小中学校ともに増加しています。不登校の状態から学校復帰ができたということです。このような結果が生じたのは、表5に示してある「いじめ・不登校等への対応に向けた具体的な取組」のどの項目が効果的だったのか、効果がなかったのかなど、取組と指標の関係で点検・評価されることを望みます。

(3) 体験活動の推進

<施策6>環境や福祉等に関する教育の充実

施策6では、表6の内容に取り組まれました。

表6：環境や福祉等に関する教育の充実に向けた具体的な取組

- 環境問題に関する教育の推進
- 福祉に関する教育の推進

これらの「環境や福祉等に関する教育の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
環境問題や福祉に関する教育の実施学校数	総合的な学習の時間等における、環境問題や福祉に関する学習の実施学校数	6校	6校

<意見>

志免町教育委員会では、環境や福祉等に関する教育の充実を「環境問題や福祉に関する教育の実施学校数」で評価しています。その結果、全ての学校で取り組まれていることが分かります。ただ、総合的な学習の時間は、児童生徒一人一人が課題を設定し、課題を解決するための情報を収集、分析し、その結果を整理し、まとめ、表現するという個の探究的な活動であるということが基本ですので、総合的な学習の時間だけではなく、学校行事や各教科等の学習においても行われます。今後は、各学校でどのような体験活動が行われたのか、その結果どのような児童生徒が育ったのかを表記するような質的な評価も検討されてはどうでしょう。

（４） 読書活動の推進

＜施策 7＞子どもの読書活動の充実

施策 7 では、表 7 の内容に取り組まれました。

表 7：子どもの読書活動の充実に向けた具体的な取組

○ 子どもの読書活動の推進

「子どもの読書活動の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R 6 年度結果
読書習慣のある割合	全国学力・学習状況調査において「1 日 30 分以上読書する」と回答した児童生徒の割合	小：29.1% 中：25.5%	小：— 中：—

志免町教育委員会では、令和 6 年度から「1 日 30 分以上読書する」という項目が、全国学力学習状況調査の項目から削除されたので、評価結果を示すことができなかったと述べておられますが、子どもの読書活動の推進状況を評価する志免町独自の評価項目設定と評価方法が必要だと考えます。

3 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

（１） 地域とともにある学校づくりの推進

＜施策 8＞学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備

施策 8 では、表 8 の内容に取り組まれました。

表 8：学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備に向けた具体的な取組

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動事業の一体的推進
- 学校評価等の公表
- 「土曜授業」の実施
- 「教育について考える月」の周知

「学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R 6 年度結果
地域と協働の活動を行った学校数	コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」と回答した学校数	4 校	4 校

＜意見＞

現行の学習指導要領には、「地域に開かれた教育課程」の実現が求められています。全ての学校で取り組まれるはずなのに、2 校では取り組まれていないという結果になっています。授業の中での取組など、家庭や地域と連携、協働した活動はどの学校でも行われている

と思います。このことを十分に調査することも必要だと考えます。

また、他の自治体のコミュニティ・スクールと呼ばれる取組や、学校運営協議会では、依然として学校を中心とした活動になっているところが多いようです。「良い学校が良い地域をつくり、良い地域が良い学校をつくる」という相互にメリットになるような取組への転換が求められます。

4 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(1) 個性や能力を伸ばす教育の推進

＜施策１０＞一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実

施策１０では、表９の内容に取り組まれました。

表９：一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた具体的な取組

○ 個別の指導計画や教育支援計画の作成
○ 「ふくおか就学サポートノート」の活用の促進
○ 特別支援教育体制の整備
○ 教職員の専門性の向上
○ 特別支援学級対応支援員（学級補助員）及び特別支援教育相談員の配置
○ 教育環境の整備

「一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
特別支援教育の個別計画作成率	個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している割合	100%	100%
ふくおか就学サポートノート活用率	特別な支援を要する子どもの小中の引継ぎにおける「ふくおか就学サポートノート」の活用率	66.7%	85%↗

特別支援教育の充実に関する項目です。個別の教育支援計画がすべての学校で作成され、小中学校の引き継ぎに関する「ふくおか就学サポートノート」の活用率も向上しています。これだけでは、志免町の特別支援教育は充実しているように思えますが、各学校の特別支援教育の実施状況や保護者の願い等を微細に調査し、課題設定をしていくことも今後は必要だと考えます。

(2) キャリア教育の推進

＜施策１１＞キャリア教育・職場体験の推進

施策１１では、表１０の内容に取り組まれました。

表 10：キャリア教育・職場体験の推進に向けた具体的な取組

○ 発達段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進

「キャリア教育・職場体験の推進」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
将来の夢や目標を持っている割合	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合	小：80.3% 中：69.9%	小：84.2%↑ 中：65.4%↓

<意見>

キャリア教育は、自分の将来について考える教育です。日本は、この教育に対する意識が低い状況にあります。また、進学や就職のための教育という誤った捉え方もあります。児童生徒の社会的、職業的な自立のために必要な基礎となる能力や態度を育てるための教育活動がどのように行われているのかを把握することも必要です。特に、現行の学習指導要領では、特別活動の学級活動（3）を要にしたキャリア教育が各学校で推進され小学校1年生から中学校3年生まで、系統的にキャリア教育を学ぶ指導計画を作成、実施して、社会的・職業的な自立に必要な基礎的・汎用的な能力を育成することが求められています。

（3） 国際的視野を持つ人材の育成

<施策12>英語力の向上

施策12では、表11の内容に取り組まれました。

表 11：英語力の向上に向けた具体的な取組

- 国際化に対応する国際理解教育や外国語教育の充実
- 小学校の英語教育の推進
- 中学校の英語教育の推進

「英語力の向上」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
生徒の英語力	CEFR A1レベル相当以上の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	54.8%	69.6%↑

志免町教育委員会は、中学校3年生の英語検定3級程度以上の資格または相当する力を有する中学生の割合を指標に点検されました。その結果、令和5年度を上回りました。このような結果が得られたのは、どのような取組があったからでしょうか。小学校でも外国語活動や外国語科の授業が行われています。このような活動は、結果の向上に関係していないのでしょうか。多面的に分析していかれることで、学校や保護者、地域に対する説明責任が担保されていくと考えます。

5 安全で快適な教育環境の整備推進

(1) GIGAスクール構想の実現

<施策13>学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成

施策13では、表12の内容に取り組まれました。

表12：学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成に向けた具体的な取組

- 1人1台コンピュータの整備
- ICTを活用した学習活動の充実
- 情報リテラシー及び情報モラル教育の充実

「学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
ICT の授業での活用学校数	ICT 機器を活用した授業をほぼ毎日行っ たと回答した学校数	6校	6校
教職員のICT 活用指導力	授業にICT を活用して指導することが できる教職員の割合	95.0%	98.3% [↑]

<意見>

志免町教育委員会は「ICTの授業での活用学校数」「教職員のICT活用指導力」を指標に点検されておられます。その結果、全ての学校でICTを活用した授業が行われています。教職員のICT活用指導力も令和5年度を上回っています。今後は、ICTを効果的に活用するスキルに加えて、コンピュータを世の中のためによりよく活用する自覚と責任をもった大人の育成につながる教育の充実も視野に入れた取組も検討されてはいかがでしょうか。

(2) 児童生徒の安全確保

<施策14>管理体制の整備

施策14では、表13の内容に取り組まれました。

表13：管理体制の整備に向けた具体的な取組

- 通学路の安全確保
- 児童生徒の安全に関する情報の配信
- 危機管理体制の整備と危機管理意識の高揚
- 災害を想定した避難訓練の実施

「管理体制の整備」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
職員研修実施 学校数	危機管理マニュアルに基づく職員研修の 実施学校数	6校	6校
避難訓練実施 学校数	年 2 回の避難訓練（火災・地震）の実 施学校数	6校	6校

<意見>

志免町教育委員会は、「危機管理マニュアルに基づく職員研修実施校数」「年 2 回の避難訓練実施校数」を指標に点検されました。その結果、全ての学校で実施することができています。この結果は、管理体制を整備する取組が充実したからでしょうか。今後は、地域と共に避難訓練を行うなど学校運営協議会とも連携した取組に拡充していかれることを期待します。

（３） 学校施設の整備・充実

<施策 1 5> 学校施設設備の整備・充実

施策 1 5 では、表 1 4 の内容に取り組まれました。

表 1 4：学校施設設備の整備・充実に向けた具体的な取組

○ 小中学校施設の長寿命化

今後は、令和 7 年度に行われる 6 校の体育館の空調設備工事や給食棟の老朽化への対応などが進められていく中で、新たな指標が設定されるといいと考えます。

（４） 教職員の指導力・学校組織力の向上

<施策 1 6> 職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進

施策 1 6 では、表 1 5 の内容に取り組まれました。

表 1 5：職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進に向けた具体的な取組

○ 教職員の指導力量を高める研修の充実

○ 教職員の働き方改革の推進

「職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進」の取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
教育研修会への積極的参加 学校数	教職員が、校外の教科教育に関する研究会等によく参加していると回答した学校数	2校	2校
教職員の超過勤務の縮減割合	時間外勤務の上限目安、月 45 時間以下の教職員の割合	82.7%	76.25%↘

時間外勤務の上限目安が月 45 時間以下の教員の割合が、令和 5 年度より減少しています。働き方改革が叫ばれている中で、もう少し、意識改革が求められるのではないのでしょうか。このような結果になる原因はどこにあるのでしょうか。働き方改革には、管理職のリーダーシップが求められるところです。教員が余裕を持って学び続ける環境づくりを今後、一層目指していった欲しいと考えます。

社会教育主要施策

3 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(2) 青少年の健全育成

<施策 9> 社会教育活動の推進体制の整備

施策 9 では、表 16 の内容に取り組まれました。

表 16：社会教育活動の推進体制の整備に向けた具体的な取組

○ 社会教育活動の推進体制の整備			
「社会教育活動の推進体制の整備」に関する取組について、以下の指標、参考指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。			
指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
地域社会と関 わることで できる割合	自分の周りにあいさつや相談等ができる 大人がいると答えた子どもの割合	81%	81%
(参考指標)			
指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
青少年育成団 体の活動件数	子ども会育成会連絡協議会、PTA 連絡 協議会、青少年問題協議会・青少年指導 委員の活動件数	39 件	43 件ノ

<意見>

志免町教育委員会は、「自分の周りにあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合」を指標に点検されておられます。その結果、令和 5 年度の割合と同等になりました。これは、参考指標に示されたように青少年育成団体の活動に関係があるのでしょうか。その辺りも具体的に示しながら、点検・評価をしていただくと分かりやすくなると考えます。こども基本法にあるように、今後は、こどもまんなか社会の実現のためにも、子どもたちの意見を聞いてくれる地域社会の大人たちを増やす取組も検討されるといいのではないのでしょうか。

6 地域活動の支援

(1) 社会教育活動の支援

<施策17>社会教育活動・住民活動の推進

施策17では、表17の内容に取り組まれました。

表17：社会教育活動・住民活動の推進に向けた具体的な取組

- 公民館の活用促進
- 公民館役員研修の実施

「社会教育活動・住民活動の推進」に関する取組について、以下の指標と参考指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
公民館役員研修参加数	町公民館役員研修への参加者数	148 人	134 人↘

(参考指標)

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
公民館の活動件数	全公民館でおこなわれている活動件数	769 件	835 件↗

<意見>

令和6年度は「町公民館役員研修への参加者数」が、前年度よりも減少しています。このことは、参考指標にしておられる「全公民館でおこなわれている活動件数」が前年度よりも増加したと関係があるのでしょうか。それとも別の原因があるのでしょうか。その辺りを詳細に分析されると、社会教育活動の支援に関する点検・評価が明確になってくると思います。

7 スポーツ・文化活動の推進

(1) スポーツ活動の推進

<施策18>ライフステージに応じたスポーツの支援

施策18では、表18の内容に取り組まれました。

表18：ライフステージに応じたスポーツの支援に向けた具体的な取組

- 「する」「みる」「ささえる」の多様な形での「スポーツ参画人口」の拡大
- スポーツ施設の計画的な整備

「ライフステージに応じたスポーツの支援」に関する取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
スポーツ施設の利用率	町内のスポーツ施設を利用したことのあ る人の割合	18%	28%↗
スポーツ施設の満足度	町内のスポーツ施設に対する満足度	82%	80%↘

令和6年度は「町内のスポーツ施設を利用したことがある人の割合」は、前年度よりも増加しています。また「町内のスポーツ施設に対する満足度」は、減少しています。このような結果になったのは、「する」「みる」「ささえる」の多様な形での「スポーツ参画人口」の拡大と関係があるのでしょうか。今後の詳細な検証を期待します。

（２）文化活動の推進

＜施策19＞生涯学習・文化活動の活性化

施策19では、表19の内容に取り組まれました。

表19：生涯学習・文化活動の活性化に向けた具体的な取組

- 文化祭等の発表の場の創造
- 生涯学習に関する情報提供
- 生涯学習施設等の計画的な整備

「生涯学習・文化活動の活性化」に関する取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5年度結果	R6年度結果
文化施設の利用率	町内の文化施設を利用したことがある人の割合	32%	36%↗
文化施設の満足度	町内の文化施設に対する満足度	80%	82%↗

令和6年度は「町内の文化施設を利用したことがある人の割合」「町内の文化施設に対する満足度」のいずれも増加しています。このような結果に至った原因と「文化祭等の発表の場の創造」「生涯学習に関する情報提供」「生涯学習施設等の計画的な整備」の取組とどのような関係があるのか分析されると、次年度につながる点検・評価になるのではないのでしょうか。

8 ふるさと意識の向上

（１）郷土愛を育む町民の育成

＜施策20＞文化財の保存・活用

施策20では、表20の内容に取り組まれました。

表20：文化財の保存・活用に向けた具体的な取組

- 塀坑櫓の保存・活用
- 本町の歴史や伝統文化の継承

「文化財の保存・活用」に関する取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
町文化財・伝統文化の認知度	町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合	68%	70%↗

＜意見＞

志免町教育委員会は、「町文化財・伝統文化の認知度」を指標に点検されておられます。その結果、認知度はわずかですが、令和5年度を上回るという結果でした。文化財の保存・活用に向けた取組が少しずつ成果を上げてきているのではないかと考えますが、具体的にどのような取組が効果的だったのか分析されると点検・評価に対する意見が述べやすいです。

9 人権教育・人権啓発の推進

(1) 心豊かな人間性の育成

＜施策2-1＞人権教育・人権啓発の推進

施策2-1では、表2-1の内容に取り組まれました。

表2-1：人権教育・人権啓発の推進に向けた具体的な取組

○ 人権・同和教育推進協議会の充実
○ 人権相談事業等の実施
○ 人権週間・同和問題啓発強調月間の充実
○ 人権教育実践研修会の実施と副読本の活用
○ 志免町子どもの権利条約に基づく教育の充実

「人権教育・人権啓発の推進」に関する取組について、以下の指標から点検結果が示されましたが、そのことについて意見を申し上げます。

指 標	指標の概要	R5 年度結果	R6 年度結果
町民の人権意識	人権尊重について正しく理解している町民の割合	65%	64%↘
人権擁護の現状認識	人権が守られていると感じている町民の割合	85%	86%↗
児童生徒の助け合いの意識	全国学力・学習状況調査において「人が困っているときは、進んで助けている」と回答している児童生徒の割合	小：94.2% 中：88.8%	小：96.2%↗ 中：90.0%↗

＜意見＞

令和6年度の「人権尊重について正しく理解している町民の割合」は、前年度をわずかに下回っていますが、「人権が守られていると感じている町民の割合」は、上昇しています。取組の効果が見られるのではないのでしょうか。また、「全国学力・学習状況調査において「人が困っているときは、進んで助けている」と回答している児童生徒の割合」については、小

中とも高い割合を示しています。令和6年3月に改訂された「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」には、「人権教育の重要性」「指導方法の多様化」「実践的な教材の提供」「教員の研修強化」「地域との連携」が示されています。これらを参考に、これからの時代に生きる子どもたちに相応しい人権教育を実施していかれることを望みます。

以上、令和7年度の志免町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行について意見を述べさせていただきました。志免町の児童生徒の健全育成を目指して積極的に取組を進められたことがよく分かりました。

ただ、「確かな学力の向上」の項目で具体的に申し上げましたが、志免町教育委員会の令和6年度の各取組に対して実施された自己点検、自己評価の妥当性についてご意見を申し上げるのが本意見書になりますので、貴教育委員会が、各項目をどのように点検し、評価されたのか、それがわかるような表記をされてはどうでしょう。

また、現在設定されている評価指標だけで取組の評価が可能なのか、数値的な評価と質的な評価を組み合わせた評価が町民には、分かりやすいのではないかなどについても検討されるといいのではないのでしょうか。

次期学習指導要領の改訂に向けた作業も進められていますので、この機会に点検・評価の方法の見直しをされることを期待します。